東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所

平成29年度 パフォーマンス向上会議不適合報告情報(平成29年10月17日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年10月17日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 Ⅱ: 該当なし

区分 皿: 該当なし

その他: 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2 号 機	換気空調系海水熱交換器建屋(A)電気品室非常用給気冷却器入口扉において、ハンドル部分が腐食・破損し固定(ねじ止め)できないことが認められたため、当該ハンドル部分を点検・修理。	GⅢ	